

平成27年

第 4 回

三戸町農業委員会総会議事録

平成27年3月20日(金) 開催
於 三戸町役場4階会議室

三戸町農業委員会

1 / 6 ページ

1. 開催日時 平成27年3月20日(金) 午後2時0分 から 午後2時20分

2. 開会場所 三戸町役場4階会議室

3. 出席委員 20名

会長 21番 大平 憲男
会長職務代理者 20番 松原 一夫
委員 1番 和田 忠
委員 2番 山下 泰弘
委員 3番 戸花 進
委員 4番 一ノ渡 重義
委員 5番 山田 敏実
委員 6番 工藤 哲子
委員 7番 神谷 陽一
委員 8番 戸田沢 孝彰
委員 9番 山下 正一

委員 11番 照井 秀美
委員 12番 湊 舟廣
委員 13番 新田 豊
委員 14番 梅田 晃
委員 15番 山本 健一
委員 16番 中堤 正人
委員 17番 工藤 範光
委員 18番 白山 英昭
委員 19番 前田 英雄

4. 欠席委員 1名

委員 10番 松本 誠子

5. 議事日程

第1 会議録署名者の指名について
第2 会期の決定について
第3 議案第11号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
第4 議案第12号 農用地利用集積計画の決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 佐藤 勝美
主査 平谷 賢一
主任専門員 蝦名 加代子

7. 議事録署名委員

委員 1番 和田 忠
委員 2番 山下 泰弘

8. 会議の概要

議長
(大平会長)

始礼を行います。
ご起立願います。
「礼」

はじめに農業委員憲章を唱和いたします。
2番山下委員から願います。

【全員で農業委員憲章を唱和する。】

議長

ご着席願います。
只今の出席委員は 名であります。定足数に達しておりますので、只今から平成27年第4回三戸町農業委員会総会を開会いたします。

日程第1 会議録署名者の指名を行います。
会議録署名者の指名は、三戸町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、本職より指名いたします。
1番和田委員、2番山下委員のご両名にお願いいたします。

日程第2 会期の決定についてを議題とします。
本総会の会期は、本日、1日としたいと存じます。
これにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

ご異議なしと認め、本日の会議は、1日限りとすることに決定いたします。

議長

日程第3 議案第11号を議題とします。
事務局より説明願います。

事務局主査

【議案第11号を議案書をもとに朗読】

事務局長

補足説明をいたします。
農地法3条は、農地等の権利移動や権利設定について、農業委員会の権限に属する許可処分について定めている条項です。

今回は、あつせんによる農地取得で、あつせん基準にそうものであります。詳しくは、調査担当委員より報告がございます。

今回上程されました案件は、取得後の全ての農地を耕作すること、保有機械、家族の従事状況、地域との調和などいずれも問題がなく
耕作すべき農地は、下限面積30aを超えていることから、許可要件を満たしているものと考えます。

以上です。

議長

ここで、あっせんの結果について、12番 湊委員から報告をお願いします。

12番 湊委員

現地調査委について報告いたします。

3月2日、午前9時30分から、私と戸花委員及び事務局とで、当事者立会いのもと、現地調査を行ないました。

場所は、猿辺地区の二五山集落から100mぐらい籠沢方面に入ったところにある農地です。

譲受人は、経営規模拡大を図る農業者であり、

譲渡人は、会社勤めの方で、農業経営ができないため農業を廃業したいとのことで、農地を購入する方を探しておりました。

現地調査後、役場庁舎会議室におきまして、あっせんを行なったところ、双方とも売買価格が合意に達し、あっせんは成立しました。

以上、簡単であります但報告します。

議長

ご苦労さまでした。

それでは、質疑を行います。

何かご質問、ご意見ございませんか。

発言のある方は挙手願います。

ございませんか。

【無しの声多数】

議長

質疑を終結いたします。

これより議案第11号を採決いたします。

本案について、許可することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

ご異議なしと認め、本案は、許可することに決定いたします。

議長

日程第4 議案第12号を議題とします。

事務局より説明願います。

事務局主査

【議案第12号を議案書をもとに朗読】

事務局長

補足説明します。

同議案は、三戸町長から農用地利用集積計画を定めた旨の通知がありましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、集積計画に関わる利用権設定について、審議、決定をしていただくものです。

番号10、番号11は青年就農給付金事業による就農者であり、親子間での使用賃借権の設定と第三者との賃借権の設定です。

番号12は、新規就農者の方で、下限面積を超える農地の賃借権の設定を行い、農業経営を行って行きたいとことです。この方は、昨年、農地所有者と相対で、田の賃借を行い、水稻を作付けし、収穫販売を行っており、今回農業委員会での賃借権の設定を行うこととしたものです。

地域の中核的な農業者の育成確保及び経営改善を図ることを目的とし、担い手農家等へ農地の集積を推進するもので、今回の利用権設定を受ける農業者は、農作業従事要件や農地効率利用要件など同法第18条第3項の各要件を全て満たしているものと考えます。

以上です。

議長

質疑を行います。

何かご質問、ご意見ございませんか。

発言のある方は挙手願います。

ございませんか。

【なしの声多数】

議長

質疑を終結いたします。

これより議案第12号を採決いたします。

本案について、原案のとおり承認とすることにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

ご異議なしと認め、原案のとおり承認し、決定することにします。

議長

以上で、本日の全議案の審議はすべて終了いたしました。

議長

これをもちまして、平成27年第4回三戸町農業委員会総会を閉会いたします。

終礼を行います。

ご起立願います。

「礼」

終了 午後2時20分

議事の顛末を記録し、記載のとおりであることを認め、ここに署名押印する。

平成27年3月20日

議長
会長 20 番

大平 憲男

印

会議録署名者
委員 1 番

和田 忠

印

会議録署名者
委員 2 番

山下 泰弘

印
